

平成 22 年 3 月 31 日

各 位

大 阪 市

測量・建設コンサルタント等にかかる事後審査型制限付一般競争入札 及び公募型指名競争入札の取扱いについて

契約管財局契約部において入札を執行する測量・建設コンサルタント等の案件について、次のとおり取扱います。

記

1 対象種目

「測量・建設コンサルタント等」（次に掲げる業務種別）

平成 22 年度の入札参加有資格者名簿において、100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタントのいずれかに該当するもの

2 対象入札

事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札

※ 事業主管局が類似業務であると判断した案件で、前年度及び前々年度中の契約管財局契約部における入札時に 15 者以上の参加があった場合につき適用します。

※ 対象案件は、個々の公告文または入札説明書に記載します。

3 実施時期

平成 22 年 6 月 1 日以降に公告する案件を対象とします。

4 受注可能本数

市内本店業者・・・3 件

市外業者及び支店業者・・・1 件

※ 対象案件は、当該年度内で契約するものとします。

5 その他

この取扱いにより、競争性が著しく損なわれていると認められるとき、また、緊急に対応するべきであると判断した場合に、随時、方針を検討するものとします。

また、この取扱いにより難い場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとします。